

第24期第5回地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会議事要旨

日時：2018年12月28日（金）13：30～18：00

場所：日本学術会議6-A（2）会議室

出席：加藤、太田、窪田、井野瀬、永原、野林、松田、山本、高倉

記録：高倉・窪田

欠席：慶田、丸山

議題

- 1) 前回議事録の確認をおこなった
- 2) 委員と参考人から、各国での遺物返還の事例の報告をいただき、出席者のあいだで活発な議論がなされた。

絹笠 誠氏（内閣官房アイヌ総合政策室・参事官）

「大学の保有するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続きについて」

加藤博文氏

「スカンジナビアにおけるサーミ遺骨返還の動向：返還と国ごとのガイドライン作り」

議事速記メモ（高倉）

参事官 絹笠誠（配布資料あり）

アイヌ遺骨

- ・12大学 1676体の遺骨あり 未特定300箱 37人について個人特定
- ・平成26年6月に個人特定できる場合のガイドライン制定済みー札幌大学など→祭祀継承者に返還
- ・個人ができない場合の返還手続き：3月ぐらいまでに文科省でとりまとめ、4月以降に情報公開を始める予定
- ・情報公開後六ヶ月待って、その後、慰霊施設への集約

1 ガイドラインの位置づけ

2 返還の考え方：不特定は白老の慰霊施設、国連文書（UN A/RES/61/295 付属文書）を参考に

対応

3 情報の周知および慰霊施設への集約、情報周知についてはアイヌ協会と協力；尊厳ある慰霊の実現、アイヌの人びとによる受け入れ体制が整うための適切な保管、集約の手続き—情報公開後6ヶ月すぎで申請がないもの、おそらく2019年に9月。大学が返還しても大学の責任がなくなるわけではなく、協定を結ぶことが必要

4 地域返還に向けた手続き：自己が地域返還対象団合いであることを証明する必要がある。また反対意見なども受け付け。専門家などの第三者委員会も設立。

5 返還にかかわる負担は原則として大学

6 慰霊施設は慰霊であり研究はしない、一時的に預かる

質疑応答

高倉：所有権と搬送の経済的負担

・所有権：文化財の規定、そもそもこういった形で大学が保管するようになったのか、不明な点が多い。近代的土地所有権の実施に伴い、もともとアイヌが使っていた土地を倭人が所有；事実関係が確認できないことが多い。大学によって贈与など所有権

・慰霊施設：国として無主物として所有、どのような保管にするかは検討中*検討の方法について第三者？

・国が無主物を返還する場合、通常は国だが、白老から移す搬送費と返還の運送費は各大学：12大学協会というのがあり、すでに返還と搬送費の費用は負担することについて了承。

井野瀬：集約後に大学が追うべき責務とは？

今後検討する

松田：12大学の会議ではだれがくる？

事務に加えて研究者？

松田：歴史についての責任はガイドラインをつくるとき

遺骨、札幌医大の場合、行政がかかわって墓地の改変の際に、提供。贈与・寄贈。盗掘のような場合の三つぐらいある。そのため12大学協議会では責任論を問えない。

松田：国と大学との協定について4はどうやる？

4の記述は白老慰霊にうつすときには大学と国が協定。地域返還は4では規定していない。北大は桐箱保管。これをベースに他の大学もあわせるべきか。

松田：4で地域返還対象団体の意見集約について、国の関わりは？第三者委員会は執行力あり？

・民事訴訟としてはことなるので、第三者委員会の法的執行力は無いと考える。国は和解・仲介。

国としても団体が多数できることを想定

松田：ガイドラインの立場は？遺骨を研究の対象となるのか？

学術調査は先住民が反対すればできないと思う。アイヌのなかにも本当にアイヌの遺骨なのか調

べる必要があるという意見と、むしろ大学の他の扱いを批判する意見がある。

太田：4の「反対意見」について。集約前のHPでの情報公開だけでいいのだろうか？

・情報周知の方法、HPは一つ。それゆえにアイヌ協会を通して。他に関係する道庁、市町村への強力をどうするか

窪田：市町村への連絡・強力方法は

・HPをつくったときに、市町村に協力を要請することも検討

野林：個体の特定の方法は？

・白老に集約した後も特定を複数の大学で検討する体制をつくる？

野林：反対意見がでたときの話し合いの場所に国はどうかかわるか？このときに第三者委員会で形質人類学者がはいることがありえており、調査した場合も公開について倫理規定が必要では？

・文科省に参考意見として伝えます。

窪田：返還にむけたガイドラインとして一定の評価。単純にきくと、地域返還後の扱いについてはフリー？

・北大の返還ルールに準ずる。変換時に契約書を作る予定。適切な維持管理という言葉には、アイヌの精神文化を加味する。埋葬というという国の強制力が強くなると考える。

加藤：返還についてアイヌ民族からの要望、かなりアイヌ側に歩み寄りとして評価できる。もう一つは謝罪という部分があるが、それはどうなっている？返還を理由づけるのは謝罪だと思うが、内閣府は考える？

・明治維新以降の近代的土地所有・同化政策が原因になるという認識。アイヌが先住民として位置づけるシンボを行う予定。持っている経緯はいろいろ。北大東大京大は特別。

松田：国の責任となると土地と同化政策が関わるというのがわかる。今回は遺骨の返還、しかし遺骨収集の背景情報のする。その情報公開はどうするか？あるいは大学

・12大学の議論は謝罪というのではない。

窪田：白老の施設は恒久的施設ではない？

・平成26年に閣議決定で象徴空間の規定、そこで遺骨返還の話。ある程度白老に残ることは想定

太田：時間は大切。

高倉：個人的には遺骨返還という政策が行われる以上謝罪は必要だと考える。ガイドラインを作る際に、アイヌ民族団体とどのくらい意見収集しているのか？何団体？頻度は？

・北海道アイヌ協会、理事会にいった説明。事務局とは頻繁。アイヌ最大の団体。他の団体でもいっている可能性がある。

窪田：オーストラリアでは遺骨返還をやってきて、どうしてもわからない場合がでてくる。その意味では集約は必要。周知の方法についてはHPだけでなく、もう少し丁寧な方法が考えられないか？

・国の中にもいろいろな考え方ある。各大学が判断すればいい。政府があやまればいいのか？学術会議としての謝罪はあるのか？

窪田：ひろい意味での先住民権の権利として提言していくべきではないか？

・小金井先生の行為は当時としては非難されるべきか検討する必要があるのではないか？

窪田：今の倫理観として議論すべきでは？

松田：ガイドラインつくるときに他の事例をみた？

・一応は参考にしたが。

井野瀬：だれへのインパクトを狙い？

・アイヌと話していると遺骨は象徴。白老に施設ができることで一つの落ら着いた話ができるきっかけになるのではないか？

窪田：新法は？

・次の通常国会に提出。北海道地域における先住民と規定。交付金制度：文化振興？10億円程度、意匠における知的財産権・サケ漁の配慮など、アイヌ政策を実施する組織をつくろうという動きがある。

高倉：アイヌ総合政策室の事務スタッフは？

・アイヌ層政策室：30名ぐらい 文科省・国土章からの兼務、2年ぐらいで出向が戻る。内閣府は定員がなく、今後も専従がでることはない。

野林：予算？

・交付金は比較的自由。問題は市町村がやる気にならないと。

加藤：アイヌ政策課をもっている自治体が少ない。交付金ができることによってそういうことができればいい。

(以上、高倉)